

## ○総務省告示第百七十号

標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式（平成二十三年総務省令第八十七号）第十二条第二項（第二十三条の二及び第二十三条の二十四において準用する場合を含む。）及び第二十三条の二十七第四項の規定に基づき、平成二十三年総務省告示第三百三号（T M C Cシンボル及びA Cシンボルの配置並びに時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成を定める件）の一部を次のように改正する。

令和六年五月二十三日

総務大臣 松本 剛明

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>別表第二号 時間インターリーブ及び周波数インターリーブの構成        [表略]        [別記第1・別記第2 略]        別記第3 時間インターリーブの長さ<sup>と</sup>遅延補正量        [(1) 略]        (2) 標準方式第3章、第3章の3及び第4章第2節に定めるデジタル放送の場合        [表略]        別記第4 周波数インターリーブの構成        [図略]        [注1 略]        2 標準方式第3章、第3章の3及び第4章第2節に定めるデジタル放送については、セグメント分割が行われる場合には、部分受信部、差動変調部、同期変調部の順に、セグメント番号0から12までを割り当てる。        [3～5 略]        [別記第5～別記第7 略]</p>	<p>別表第二号 [同左]        [表同左]        [別記第1・別記第2 同左]        別記第3 [同左]        [(1) 同左]        (2) 標準方式第3章及び第4章第2節に定めるデジタル放送の場合        [表同左]        別記第4 [同左]        [図同左]        [注1 同左]        2 標準方式第3章及び第4章第2節に定めるデジタル放送については、セグメント分割が行われる場合には、部分受信部、差動変調部、同期変調部の順に、セグメント番号0から12までを割り当てる。        [3～5 同左]        [別記第5～別記第7 同左]</p>
<p>備考 表中 [ ] の記号は対応しない。</p>	